

海防

米子海洋航法

明治四十五年六月

二四 若私運持免洋和內安全此表主及執務

三案スル 填玉 高務者 合送付ノ件

大正元年九月

外務省

三五 英子之於允海上救令設付

三案スル 規則 大正元年十月

三六 米子之於ケル 船券免責条項改正案

三案スル 件

四國

船隻

(五) 諸外子ニ能ケル漁子保護及漁査
ニ関スル件 令 十一月

(六) 本邦社外船ニ對シテ漁海法規(令)用方
ノ件 令

外務省

(七) 本邦及他國船隻ノ漁子保護ノ件
大正元年十一月

(三〇) 露艦浦津方面航行、露子船の乗組員ニ突スル件 大正二年一月

附 松東露艦ニ於キ外ニ船員雇傭ニ
關スル法律ニ關スル件

(三一) 海洋航行汽船南東出入港手続ニ突スル件 左

外 務 省

(三二) 露子義勇艦隊新規則草案の考査ノ件 大正二年三月

(三四) 堪察加州、アトナリスキ、ト郡所屬船舶ノ購入費及維持費支出ニ突スル法律ノ件 左

(三) 伊名議令ニ於テ自由航路船ニ矣
スル法律草案五冊ノ付
大正二年六月

(四) 要塞地帯内々國各航路通航規則
譯報ノ付
台

外務省

(五) 小蒸汽船盜難防止規則ヲ河川貿易
汽船ニ適用ノ付
大正二年八月

(六) 唐子碎氷船使用規則ニ關シテ
台
十月

(七) 佛領印支支那ニ於テ之禁禁品ヲ輸入
取締ニ關シテ
台
十二月